

	(1)障害者タクシー利用助成制度	(2)高齢者等外出支援事業	(3)高齢者運転免許証自主返納支援事業
対象者	市内在住かつ住民基本台帳に記録されている人で、次の①～③のいずれかに該当する人 ①障害者手帳1級・2級または視覚、下肢、体幹、移動機能障害の3級の人。②療育手帳A、Aの1、Aの2、Aの1、Aの2の人 ③精神障害者保健福祉手帳1級の人	市内在住かつ住民基本台帳に登録されている人で、介護保険で要介護・要支援認定（要介護1～5、要支援1・2）を受けている市民税非課税の人	市内在住かつ住民基本台帳に記録されている人で、運転免許証を自主返納し、平成29年4月1日以降に運転経歴証明書の交付を受けた65歳以上の人
助成内容	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者は毎年度申請できます。 ・1枚500円の利用券で、乗車1回あたりタクシー料金が1,000円以上の場合最大2枚、1,000円未満の場合は1枚まで利用できます。 ・一人あたり最大96枚交付します。 ・市と協定を締結しているタクシー事業者でのみ利用できます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者は毎年度申請できます。 ・1枚500円の利用券で、乗車1回あたりタクシー料金が1,000円以上の場合最大2枚、1,000円未満の場合は1枚まで利用できます。 ・要支援または要介護1・2の人は一人あたり24枚交付します。要介護3・4・5の人は一人あたり最大96枚交付します。 ・市と協定を締結しているタクシー事業者でのみ利用できます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人1回のみ申請できます。 ・1枚500円の利用券で、乗車1回あたりタクシー料金が1,000円以上の場合最大2枚、1,000円未満の場合は1枚まで利用できます。 ・一人あたり20枚交付します。 ・市と協定を締結しているタクシー事業者でのみ利用できます。 <p>※5年度までにタクシー券を交付された場合は、3月中は1回の乗車につき1枚の利用、4月1日(月)以降は最大2枚まで利用することができます。</p>

	(1)障害者等外出支援事業	(2)高齢者等外出支援事業	(3)高齢者運転免許証自主返納支援事業
申請方法・申請場所など	<p>申請は、休日受付が3月23日(土)・24日(日)の午前9時～午後3時、平日受付が3月25日(月)からです。休日受付は3月23日(土)・24日(日)のみです。受け付けは障害者支援課窓口にて行います。申請の際は障害者手帳(写しでも可)を持参してください。なお、5年度にタクシー券を申請・交付されている人で、4月1日以降も交付対象になる人には、3月13日に申請書などをお送りしていますので、申請の際に提出してください。</p>	<p>申請は、3月25日(月)以降の平日午前9時～正午(受け付けは11時30分まで)、午後1時～4時30分(受け付けは4時まで)。介護保険被保険者証(写しでも可)、5年1月2日以降に転入した人は、転入前の自治体の発行した非課税証明書を持参し、市役所敷地内多目的棟にて申請ください。申請書は申請会場か市ホームページからもダウンロードできます。4月15日(月)以降は長寿支援課で交付します。</p>	<p>運転経歴証明書の写しを持参してください。申請は長寿支援課で随時受け付けます。</p>
問い合わせ先	障害者支援課：電話 421-6740	長寿支援課：電話 421-6737	長寿支援課：電話 421-6737